

平成 27 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成 26 年 7 月 25 日
内閣総理大臣決定

1. 平成 27 年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成 27 年度においては、東日本大震災からの復興の加速化に適切に対応するとともに、総合的な外交力の強化、治安や海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫（C I Q）の体制整備など、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に掲げられた内閣の重要政策に係る取組を推進する体制を重点的に整備する。

そのため、平成 27 年度の国家公務員の人件費予算の配分については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、総人件費を抑制しつつ、各府省における所要の体制整備の裏付けとなる人件費予算の確保を図る。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。なお、各府省は、人件費予算の所要額については、平成 27 年度予算の概算要求基準に従って、要求を行う。

（1）給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年的人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

特に、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 25 年 11 月 15 日閣議決定）において、①地場の賃金をより公務員給与に反映

させるための見直し、②50歳台後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢層職員の給与構造の見直し、③職員の能力・実績のよりの確な処遇への反映など給与体系の抜本改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すため、人事院に早急に具体的な措置をとりまとめるよう要請したところであり、人事院の検討結果を踏まえ、改革を推進する。

(2) 機構及び定員について

各府省は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って、機構及び定員について所要の要求を行う。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。
- ② スポーツ庁の設置の検討に当たっては、組織の肥大化を来すことのないように十分留意しつつ、各省庁からスポーツに関連する事務を移管すること等により、スポーツに関連する施策を総合的に実施できる体制を構築する。
- ③ 在外公館の新設の検討に当たっては、既存の公館についても必要な見直しを併せて行うこととし、業務量が増大し、必要性が高まっている地域に資源を重点的に配分することにより、力強い経済外交と積極的平和主義を推進するための総合的外交力を高める体制を構築する。
- ④ 定員については、ICTの活用など業務改革の取組を徹底し、内閣人事局長通知に基づき、所要の定員合理化の要求を行う。

各府省は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成26年7月25日総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、既存業務の増大への対応は各府省内の定員の再配置により対処することとする。

新規増員の要求については、1. に掲げる内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、上記の業務改革に係るもの及び新設組織に係るものを除き、前年度要求数を相当程度下回るよう、厳しく抑制する。

- ⑤ 「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、女性職員の採用・登用の拡大及び職員の仕事と生活の調和を図るため、女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会における議論を踏まえ、機構・定員に係る必要な措置について、予算編成過程において具体化を図る。

(3) 級別定数の設定及び改定について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」に基づくほか、次に掲げる方針に従って、級別定数の設定及び改定について所要の要求を行う。

- ① 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、(2)に基づく機構及び定員の整備を効果的に支えるものとなるよう、これらの要求と一体的な要求を行う。定員の合理化を行うに際しては、バランスのとれた組織構造となるよう、級別定数の見直しを行うものとする。また、時々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。
- ② 既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれに相応しいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、職員の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で要求を行う。

3. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。